

平成 27 年度 農作業標準労賃・機械作業料金

【豊丘村農業委員会】

農作業標準労賃及び機械作業料金を次のとおり定めましたので参考にお知らせします。

- (1)食事は作業者もちとする。
- (2)作業時間には午前、午後1回ずつの休憩を含める。(15分程度)
- (3)湯茶の接待については簡素化につとめましょう。

農 作 業 労 賃

作業の種類		時間当り賃金	備 考
稲 作	一 般 作 業	750円	◎接木作業は剪定作業に準ずる。 ◎特に定めのないものは、一般作業に準ずる。 ただし、特殊作業はこの限りでない。
	田 植 作 業	750円	
	育 苗	1箱 850円・残苗1箱 450円	
畑 作	一 般 作 業	750円	◎SSオペレーターについては、ほ場条件(傾斜度・形状等)により割増。
果 樹	剪定棚張作業	1,800円	
	袋 掛 作 業	750円	
	一 般 作 業	750円	
	SSオペレーター	2,000円	
	補助員(調剤係)	1,200円	

機 械 作 業 料 金

作業の種類	種 別	単 位	料 金	備 考
耕耘作業	耕耘機、乗用トラクター等	10a当り	9,000円	◎ほ場条件(作業の難易・大小等)により、作業料金は10%限度で割増。
代かき作業	耕耘機、乗用トラクター等	10a当り	10,000円	
田植作業	植 付 の み	10a当り	9,000円	◎機械貸付料金は作業料金の半額程度を目安とする。
刈取作業	バインダー (ヒモつき)	10a当り	9,500円	
脱 穀	ハーベスター	10a当り	10,000円	
消 毒	SSによる防除作業	10a当り	4,000円	◎薬剤は依頼者もちとする。
	手散布(動噴)による場合	1時間当り	2,500円	
草刈作業	モアによる場合	10a当り	5,000円	◎機械・燃料は作業者もちとする。ほ場条件により、料金は相互の話し合いで決定すること。
	刈払機による場合	1時間当り	1,800円	

この標準の適用期間は平成 27 年の作物栽培のための準備を始めたときから収穫までとする。